

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

平成19年7月6日付総務省の通知により、各地方公共団体は技能労務職員等の給与等について総合的な点検を実施し、給与等の見直しに向けた取組方針を策定し公表することとなりました。

港区の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を公表します。

1. 現状
2. 基本的な考え方
3. 具体的な取組内容
4. その他

1.現状

(1) 職種別平均年齢、人数、平均給与データ（平成19年4月1日現在）

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
港 区	47.2歳	531人	336,593円	428,900円	428,884円	—	—	—	—
うち清掃職員	43.8歳	139人	342,490円	458,668円	455,942円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.53
うち学校給食員	46.8歳	89人	315,054円	381,801円	381,792円	調理士	37.7歳	302,500円	1.26
うち守衛	52.5歳	40人	366,923円	469,288円	465,160円	守衛	60.7歳	316,900円	1.48
うち用務員	48.4歳	166人	335,398円	412,513円	410,197円	用務員	53.9歳	227,200円	1.82
うち自動車運転手	52.9歳	31人	385,213円	486,294円	471,712円	自家用自動車運転者	58.0歳	342,800円	1.42
うち電話交換手	54.9歳	8人	391,613円	465,788円	465,788円	—	—	—	—
うちその他	44.4歳	58人	304,445円	341,410円	332,866円	—	—	—	—
東京都	47.0歳	2,167人	330,732円	429,065円	394,189円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円	—	—	—	—	—
特別区平均	47.8歳	597人	339,315円	430,236円	401,129円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
港区	—	—	—
うち清掃職員	7,308,316円	4,192,600円	1.74
うち学校給食員	6,220,212円	4,167,200円	1.49
うち守衛	7,550,256円	4,555,400円	1.66
うち用務員	6,691,056円	3,284,300円	2.04
うち自動車運転手	7,869,528円	4,696,700円	1.68
うち電話交換手	7,660,156円	—	—
うちその他	5,709,820円	—	—

* 「平均給料月額」とは、平成19年4月現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

* 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

- * 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～平成18年の3ヵ年平均）
- * 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していません。
- * 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 年齢別人数データ (平成19年4月1日現在)

区 分	合 計	～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～60歳
港 区	531	1	12	33	80	93	102	66	144
うち清掃職員	139	0	5	14	34	34	22	4	26
うち学校給食員	89	1	2	5	18	10	19	9	25
うち守衛	40	0	0	0	1	5	7	10	17
うち用務員	166	0	2	8	19	31	29	29	48
うち自動車運転手	31	0	0	0	0	2	8	8	13
うち電話交換手	8	0	0	0	0	0	2	0	6
うちその他	58	0	3	6	8	11	15	6	9

(3) その他給与に関する事項

① 給料表について
行政職給料表(二)が適用されます。

② 技能労務職員の特殊勤務手当について

手当の名称	支給要件	支給単価
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員が、廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事したときに支給する。	日額 700 円

③ 昇給基準について
1年間における勤務成績に応じ、毎年4月1日に4号級を標準として昇給します。(55歳を超える職員に対して3号級抑制あり。ただし、平成19年度は経過措置として57歳を超える職員が対象。)

2. 基本的な考え方

国、他団体の給与水準との均衡を踏まえつつ、特別区の任用体系や職員構成を勘案して技能系・業務系職員の給与水準の見直しを図ります。

3. 具体的な取組内容

< 1 > 平成19年度以降に適用された内容

(1) 給料表の改定（平成20年1月1日適用）

① 平均で9.0%（給与カーブのフラット化により最大10.8%）の引下げを実施しました。
（地域手当の支給割合の引上げに伴う給料表の引下げは別途実施）

② 平成19年12月31日現在の給料月額から、地域手当の支給割合を14.5%に改定することに伴う給料月額の引下げ分を控除した額を保障しました。

(2) 給与制度の見直し

① 勤勉比率の見直し（平成19年4月1日適用）

期末・勤勉手当における勤勉手当の割合を国並みに引き上げました。

② 職務段階別加算割合の見直し（平成19年4月1日適用）

期末・勤勉手当における職務段階別加算の割合を見直しました。

(3) 退職手当の見直し

① 退職手当支給率の改正（平成20年4月1日適用）

ア 定年退職や準定年退職等について、勤続期間11年から34年までの支給率を、0.1月から2.0月までの範囲で削減します。

イ 経過措置として、平成20年度は、勤続期間ごとの支給率に係る削減率を2分の1として支給率を設定します。

② 退職手当制度の構造面の見直し（平成19年4月1日適用）

一定職層以上の職務において、職責を担っていることを評価してポイント化して退職手当に反映させる、退職手当における調整額制度を導入しました。

< 2 > 平成18年度以前に適用された内容

(1) 給与制度の見直し

① 昇給制度の見直し（平成18年4月1日適用）

ア 給料表の号給の4分割

給料表の号給を4分割し、勤務成績をよりきめ細かく反映できるようにしました。

イ 勤務成績に応じた昇給制度の導入

普通昇給と特別昇給を廃止し、勤務成績をさらに昇給に反映できるようにしました。

ウ 枠外昇給制度の廃止

最高号給を超えて昇給できる枠外昇給制度を廃止しました。

② 級格付制度を廃止しました。(平成23年まで経過措置)

③ 勤勉手当の成績率導入(平成18年4月1日適用)

業績(評価)をよりの確に反映するため、成績率を導入しました。

④ 清掃事業に係る給料の調整額支給の廃止(平成18年4月1日適用)

東京都で支給されていた清掃作業の特殊性に係る給料の調整額について、特別区では支給しないこととしました。
(清掃職員は平成18年4月1日付けで東京都から特別区の職員に身分切替をしています。)

(2) 任用制度の見直し(平成17年4月1日適用)

① 職級構成

1級職、技能主任、技能長及び統括技能長の4層制の職級構成としました。

② 昇任基準・昇任選考

技能主任職等の昇任基準・昇任選考を整備しました。

4. その他

技能労務職員については、業務委託や指定管理者制度の導入など、区民サービスの充実と効率的な業務運営の観点から見直し等を進め、適正な職員配置に努めていきます。